

市議会のしくみ

市民

○市政について、要望や意見のある人はどなたでも市議会に請願書・陳情書を提出して市政に参加することができます。

- ・ 請願書
- ・ 陳情書 (要望書)

市長(執行機関)

○市長は、「輝き ふれあい 安らぎの都市 かが」の実現に向けて必要な予算・条例などの議案を議会に提出します。

- ・ 予算
- ・ 条例
- ・ 契約 (1億5千万円以上)
- ・ その他の議案

議会(議決機関) ○市民の選挙によって選ばれた議員は、市民の意見を市政に反映させるため、市民生活のいろいろな問題について、審議し、どう処理すべきかを決めます。

本会議

○市長から提出された予算・条例などの議案について質疑し、詳細に審査するため委員会に付託します。請願についても委員会に付託します。



委員会

○現在、春日市議会には
総務文教委員会
市民厚生委員会
地域建設委員会の
3つの常任委員会と
議会運営委員会
また、必要に応じて
特別委員会を設置し、
付託された議案や請願
の内容について詳しく
審査します。

※原則として、一会期中に審査結果を出すようになっていますが、結論を出すことが困難な場合は閉会中に原案して審査することができます。

本会議

○議会の最終日に、各常任委員会や特別委員会の審査結果報告があります。各議員が質疑、討論を行い、採決(議会の意志決定)をします。

○議会は、議会の意思として決議や意見書を議決し、市民の要望の実現に向け、政府関係機関などに意見書を提出します。



議員 委員 委員長 副委員長
委員 委員 委員 委員
坂本 近藤 藤本 幸恵
長能 文幸 文幸 文幸
與國 洋代 與國 洋代

編集後記
残響殿しい折、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。
三位一体改革による税源移譲で住民税が増え、所得税が減りました。しかし、定率減税廃止等によって実際の負担額は増えています。地方分権の推進は自治体が住民に対しきめ細かな行政サービスを進めることが求められるわけです。また、議会の役割も重要となってきました。
老若男女の多様なニーズに対し、幅広く行政に反映できる住民の窓口としての議会であって、はならないと思っています。
(靖男)